

研究成果を生かすための考え方

～ 研究成果（過程）を各校で活かすために ～



講義を始める前に

1. 研究テーマの重要性

「育てたい力」¹⁾ の

育成²⁾ をめざす

カリキュラム・マネジメント³⁾

～ 小・中・高の学びをつなぐ⁴⁾

学習内容の充実⁵⁾ をめざして ～

(1) 育てたい力

- 「育てたい力」とは何か？
- 「育てたい力」は普遍？
- 「育てたい力」は不変？
- 学習指導要領との関連は？

⇒ 本人・家族の考える「育てたい力」は？

(2) 育成

- 育成できた状態とは？
- 育成できたという判断は、誰が、どの場面で行うのか？
- 育成するための仕掛けは？
- 育成された力を継続する仕掛けは？

⇒ 本人・保護者の満足度は？



学校における働き方改革が喫緊の課題となっていることも踏まえ、次の基本的な考え方に立って、学習評価を真に意味のあるものとすることが重要。

- ① 児童生徒の学習改善につながるものにしていくこと
- ② 教師の指導改善につながるものにしていくこと
- ③ これまで慣行として行われてきたことでも、
必要性・妥当性が認められないものは見直していくこと

児童生徒の学習評価に関する検討の経緯



□平成28年12月21日

「幼稚園，小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校の
学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」

(中等教育審議会答申)(※)

(※)学習指導要領の改訂に伴う学習評価の検討については，従来，学習指導要領
の改訂を終えた後に行うのが一般的だったが，今回の改訂では，教育課程と
学習評価の改善について一体的に検討され，学習評価の改善についても
本答申に示された。



以下
「答申」
という。

□平成31年1月21日

「児童生徒の学習評価の在り方について」

(中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会報告)



以下
「報告」
という。

□平成31年3月29日

「小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校等における
児童生徒の学習評価及び指導要録等の改善等について」

(文部科学省初等中等教育局長通知)



以下
「改善等通知」
という。

障害のある子どもの 学習の目標設定と評価の難しさ

- 1 子供一人一人の状態像の違い
- 2 目標が複数ある授業の設定と実施
- 3 子供一人一人への手立ての実施
- 4 子供一人一人の達成した姿の違い
- 5 授業の評価とPDCAサイクルの実施
⇒ 授業目標と個別目標の関連性の整理(個別の指導計画における目標のアレンジ)、指導者間の子供理解と情報共有等

(3) カリキュラム・マネジメント

- 個々の学習評価からのカリキュラム・マネジメント
- 誰が実施するのか？
- 実施頻度は？

⇒ 社会に開かれた教育課程の実現
(= 共生社会の実現)



小学部・中学部学習指導要領（第1章第2節の4）
高等部学習指導要領（第1章第2節第1款の5）

- (ア)教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと。
- (イ)教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと。
- (ウ)教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくこと。
- (エ)個別の指導計画の実施状況の評価と改善を、教育課程の評価と改善につなげていくこと。**

などを通して、**教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと**（以下「カリキュラム・マネジメント」という。）に努めるものとする。



「学習指導」はもちろんのこと「学習評価」も学校の教育活動の根幹であり、教育課程に基づいて組織的かつ計画的に教育活動の質の向上を図る「カリキュラム・マネジメント」の中核的な役割を担っている。

各学校における教育活動

PLAN

学習指導要領等に従い、児童生徒や地域の実態を踏まえて編成した教育課程の下で**各種指導計画を作成**

ACTION

評価結果を以下のような**改善に生かす**

- ・児童生徒の学習の改善
- ・教師による指導の改善
- ・学校全体としての教育課程の改善
- ・校務分掌を含めた組織運営等の改善

学校全体として組織的かつ計画的に教育活動の質の向上を図る。

Do

各種指導計画に基づく**授業(「学習指導」)を実施**

CHECK

日々の授業の下で**児童生徒の学習状況を評価**

(4) 学びをつなぐ

- 横（二次元）のつながり
- 縦（三次元）のつながり
- 何でつなぐのか？

個別の教育支援計画

個別の指導計画

教科等の年間指導計画 など

⇒ 学校外、卒業後を見据えて

(5) 学習内容の充実

- PDCAサイクル
- 横（二次元）のつながり
- 縦（三次元）のつながり
- 生活単元学習等の単元（題材）等のつながり

⇒ 「虫の目」と「鳥の目」

2. 実践者、参加者が研究成果を 今後に生かすために（1）

キーワード（1）

「目指す姿の共有」

- だれと
- どのように
- 個別の教育支援計画と個別の指導計画の重要性

子どもの未来と今日の授業の関係

- 1 子供の将来像をどう考えるか？
- 2 ○○歳時点での姿は？
- 3 学校卒業時点での姿は？
- 4 学部修了時の姿は？
- 5 今年度修了時の姿は？
- 6 この学期終了時の姿は？
- 7 この単元、授業で何をねらうのか？
⇒ 到達点の保護者、本人との共有

教育と福祉との連携を推進するための方策

○個別の教育支援計画の活用促進

学校教育法施行規則の一部改正について（H30.8）

1. 趣旨

平成30年3月に取りまとめた文部科学省及び厚生労働省による「家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト」の報告を踏まえ、障害のある子供が地域で切れ目なく支援を受けられるよう、各学校において作成する個別の教育支援計画について、保護者や医療、福祉、保健、労働等の関係機関等との連携を一層推進するため、必要な省令の改正を行う。

※個別の教育支援計画について

- ・ 障害のある児童生徒等について、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で児童への教育的支援を行うために作成する計画を「個別の教育支援計画」という。
- ・ 学習指導要領等において、特別支援学校や特別支援学級の児童生徒等、通級による指導を受ける児童生徒については全員作成することとされている。

2. 概要

学校教育法施行規則に以下の規定を新設する。

○ **特別支援学校に在学する幼児児童生徒**について、個別の教育支援計画を作成することとし、**当該計画の作成に当たっては、当該児童生徒等又は保護者の意向を踏まえつつ、関係機関等と当該児童生徒等の支援に関する必要な情報の共有を図らなければならないこととする。**

○ 上記の規定について、小・中学校（義務教育学校及び中等教育学校の前期課程を含む。）の**特別支援学級の児童生徒**及び小・中学校、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）において学校教育法施行規則第140条に基づき障害に応じた特別の指導である**通級による指導を受けている児童生徒**について**準用する。**

3. 公布・施行

平成30年8月27日

2. 実践者、参加者が研究成果を 今後に生かすために（2）

キーワード（2）

「丁寧な実態把握」

- 主観的な考えの共有
- 客観的な視点の活用
- 実態把握に終わりはあるのか？

2. 実践者、参加者が研究成果を 今後に生かすために（3）

キーワード（3）

「PDCAサイクルをまわす」

- Bestな「育てたい力」「学習内容」はあるのか？
- 個別の教育支援計画と個別の指導計画の活用
- 授業の年間計画の変更、修正

2. 実践者、参加者が研究成果を 今後に生かすために（４）

キーワード（４）

「研究、実践の評価」

- なにを
- いつ
- だれが
- どのように

2. 実践者、参加者が研究成果を 今後に生かすために（5）

キーワード（5）

「地域を巻き込んだ授業づくり」

- 社会に開かれた教育課程
- カリキュラム・マネジメントに
終わりはあるのか？
- 主体的・対話的で深い学びの視
点からの学習過程の改善

3. 本研究の成果と課題を分析する

1

2 「豊かな生活」とはどんな生活？

3 これまでの知的障害教育を「越える」
「超える」ために

4. みなさんへのお願い（1）

「学校現場」における研究の重要性

cf) 「科学の健全な発展のために」（日本学術振興会）

- ⇒ 学校現場でしかできない研究
- 大学附属でしかできない研究
- 現場での積み重ねが次の教育を
- 未来の教育を創る
- 現場がエビデンスをつくるので
- はなく、現場の実践がエビデンスをつくる

4. みなさんへのお願い（2）

次へつなぐ

Outreach

お互いに半歩踏み出す勇気を

参考資料

学習指導要領の改訂

1. 学習指導要領の改訂



特別支援教育について

- 障害のある子供については、障害の状態に応じて、その可能性を最大限に伸ばし、自立と社会参加に必要な力を培うため、一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行う必要がある。
- このため、障害の状態等に応じ、特別支援学校(※1)や小・中学校の特別支援学級(※2)、通級による指導(※3)等において、特別の教育課程、少人数の学級編制、特別な配慮の下に作成された教科書、専門的な知識・経験のある教職員、障害に配慮した施設・設備などを活用した指導や支援が行われている。
- 特別支援教育は、発達障害のある子供も含めて、障害により特別な支援を必要とする子供が在籍する全ての学校において実施されるものである。

(※1)特別支援学校

- ・ 障害の程度が比較的重い子供を対象として教育を行う学校。公立特別支援学校(小・中学部)の1学級の標準は6人(重複障害の場合3人)。対象障害種は、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱(身体虚弱を含む)。
⇒平成19年4月から、児童生徒等の障害の重複化等に対応した適切な教育を行うため、従来の盲・聾・養護学校の制度から複数の障害種別を対象とすることができる特別支援学校の制度に転換。

(※2)特別支援学級

- ・ 障害のある子供のために小・中学校に障害の種別ごとに置かれる少人数の学級(8人を標準(公立))。知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、自閉症・情緒障害の学級がある。

(※3)通級による指導

- ・ 小・中学校の通常の学級に在籍する障害のある児童生徒に対して、ほとんどの授業(主として各教科などの指導)を通常の学級で行いながら、週に1単位時間～8単位時間(LD、ADHDは月1単位時間から週8単位時間)程度、障害に基づく種々の困難の改善・克服に必要な特別の指導を特別の場で行う教育形態。対象とする障害種は言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、LD、ADHD、肢体不自由及び病弱・身体虚弱。

特別支援学校小・中学部等学習指導要領等の改訂のポイント①

1. 今回の改訂の基本的な考え方

【幼稚部教育要領、小学部・中学部学習指導要領】

- 社会に開かれた教育課程の実現、育成を目指す資質・能力、主体的・対話的で深い学びの視点を踏まえた指導改善、各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立など、初等中等教育全体の改善・充実の方向性を重視。
- 障害のある子供たちの学びの場の柔軟な選択を踏まえ、幼稚園、小・中・高等学校の教育課程との連続性を重視。
- 障害の重度・重複化、多様化への対応と卒業後の自立と社会参加に向けた充実。

2. 教育内容等の主な改善事項

学びの連続性を重視した対応

- 「重複障害者等に関する教育課程の取扱い※」について、子供たちの学びの連続性を確保する視点から、基本的な考え方を規定。
※当該学年の各教科及び外国語活動の目標及び内容に関する事項の一部を取り扱わないことができることや、各教科及び道徳科の目標及び内容に関する事項を前各学年の目標及び内容に替えたりすることができるなどの規定。
- 知的障害者である子供のための各教科等の目標や内容について、育成を目指す資質・能力の三つの柱に基づき整理。その際、各部や各段階、幼稚園や小・中学校とのつながりに留意し、次の点を充実。
 - ・ 中学部に二つの段階を新設、小・中学部の各段階に目標を設定、段階ごとの内容を充実
 - ・ 小学部の教育課程に外国語活動を設けることができることを規定
 - ・ 知的障害の程度や学習状況等の個人差が大きいことを踏まえ、特に必要がある場合には、個別の指導計画に基づき、相当する学校段階までの小学校等の学習指導要領の各教科の目標及び内容を参考に指導ができるよう規定

特別支援学校小・中学部等学習指導要領等の改訂のポイント②

一人一人に応じた指導の充実

- 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者及び病弱者である子供に対する教育を行う特別支援学校において、子供の障害の状態や特性等を十分考慮し、育成を目指す資質・能力を育むため、**障害の特性等に応じた指導上の配慮を充実。**
 - 【視覚障害】 空間や時間の概念形成の充実
 - 【聴覚障害】 音声、文字、手話、指文字等を活用した意思の相互伝達の充実
 - 【肢体不自由】 体験的な活動を通じた的確な言語概念等の形成
 - 【病弱】 間接体験、疑似体験等を取り入れた指導方法の工夫
- 発達障害を含む多様な障害に応じた指導を充実するため、自立活動の内容として、「障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること」などを規定。

自立と社会参加に向けた教育の充実

- 卒業後の視点を大切にしたカリキュラム・マネジメントを計画的・組織的に行うことを規定。
- 幼稚部、小学部、中学部段階からの**キャリア教育の充実**を図ることを規定。
- **生涯学習への意欲を高めることや、生涯を通じてスポーツや文化芸術活動に親しみ**、豊かな生活を営むことができるよう配慮することを規定。
- 障害のない子供との交流及び共同学習を充実（心のバリアフリーのための交流及び共同学習）
- 日常生活に必要な国語の特徴や使い方〔国語〕、数学を学習や生活で生かすこと〔算数、数学〕、身近な生活に関する制度〔社会〕、働くことの意義、消費生活と環境〔職業・家庭〕など、知的障害者である子供のための各教科の内容を充実。

【今後の予定】

- ・特別支援学校幼稚部教育要領及び特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の解説の作成。
- ・特別支援学校高等部学習指導要領及び解説の作成。
- ・幼稚部：30年度、小学部：32年度、中学部：33年度、高等部：34年度入学者から実施予定。

特別支援学校高等部学習指導要領の改訂のポイント

1. 今回の改訂の基本的な考え方

- 社会に開かれた教育課程の実現、育成を目指す資質・能力、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善、各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立など、**初等中等教育全体の改善・充実の方向性**を重視。
- 障害のある子供たちの学びの場の柔軟な選択を踏まえ、**小・中・高等学校の教育課程との連続性**を重視。
- 障害の重度・重複化、多様化への対応と卒業後の自立と社会参加に向けた充実。

2. 教育内容等の主な改善事項等

学びの連続性を重視した対応

- **「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」について、生徒の学びの連続性を確保する視点から、基本的な考え方を規定。**
- 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校について、次の点などを充実。
 - ・ 目標や内容を育成を目指す資質・能力の三つの柱に基づき整理
 - ・ 特に必要がある場合には、**小・中・高等学校の学習指導要領の各教科等の目標及び内容の一部を取り入れることができること**などを規定
 - ・ 小・中学部との系統性の観点から、「**道徳の時間**」を「**特別の教科 道徳**」に改訂

自立と社会参加に向けた教育の充実

- 卒業後の視点を大切にした**カリキュラム・マネジメントを計画的・組織的に行うこと**を規定。
- 社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、家庭や地域、関係機関等との連携を図りながら、**キャリア教育の充実**を図ることを規定。
- 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者及び病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、新高等学校学習指導要領に示す各教科・科目等の目標と内容に準ずるとともに、**障害の特性等に応じた指導上の配慮を充実**。また、**全障害種を通じ、コンピュータ等の情報機器（ICT機器）の活用等**について規定。

【視覚障害】 空間や時間の概念を活用した場の状況や活動の過程等の把握

【聴覚障害】 音声、文字、手話、指文字等を活用した意思の相互伝達の充実

【肢体不自由】 体験的な活動を通じた的確な言語概念等の形成

【病弱】 間接体験、疑似体験、仮想体験等を取り入れた指導方法の工夫

- **知的障害者である生徒のための各教科について、内容等を充実**

(例) 国語: 資料を活用して自分の考えを表現 など

数学: データの活用 など

社会: 社会参加ときまり、我が国の国土の様子と国民生活 など

音楽・美術: 創意工夫を生かした表現 など

保健体育: オリンピック・パラリンピックなどの国際大会の意義や役割 など

家庭: 消費生活・環境 など

職業: 勤労の意義 など

- 専門教科(「理療」、「歯科技工」など)について、関連する制度改正等を踏まえ内容等を充実。
- **「総合的な学習の時間」を「総合的な探究の時間」に改め、探究の過程を重視**。
- 生涯学習への意欲を高めることや、生涯を通じてスポーツや文化芸術活動に親しみ、豊かな生活を営むことができるよう配慮することを規定。

3. 実施時期

・ 2022年度入学生から年次進行で実施。

・ 総則や一部の教科等については、先行実施(例 「総合的な探究の時間」「特別活動」など: 2019年度入学生から、「特別の教科 道徳」など: 2020年度入学生から)。

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領

第1章 総則の構成について

※ 以降、特別支援学校の新学習指導要領等及び全国説明会 配布資料総則等編より抜粋

前文

第1章 総則

第1節 教育目標

第2節 小学部及び中学部における教育の基本と教育課程の役割

第3節 教育課程の編成

第4節 教育課程の実施と学習評価

第5節 児童又は生徒の調和的な発達の支援

第6節 学校運営上の留意事項

第7節 道德教育に関する配慮事項

第8節 重複障害者等に関する教育課程の取扱い

(ポイント)

- 新しい総則には、各学校のカリキュラム・マネジメントの視点を共有するための手立てとしての役割が期待されている。
- 第8節は、第3節と関連付けて「何を学ぶか」を整理する段階に位置付く。
- 幼稚園・幼稚部教育要領、小学校・中学校学習指導要領も同様。

総則の「第2節」について

前文

第1章 総則

第1節 教育目標

第2節 小学部及び中学部における教育の基本と教育課程の役割

第3節 教育課程の編成

第4節 教育課程の実施と学習評価

第5節 児童又は生徒の調和的な発達の支援

第6節 学校運営上の留意事項

第7節 道徳教育に関する配慮事項

第8節 重複障害者等に関する教育課程の取扱い

(ポイントー「何ができるようになるか」)

- 第2節の2に示す(1)～(4) (知・徳・体・自) に掲げる事項の実現を図り、「生きる力」を育むことを目指すに当たっては、**学校教育全体並びに各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動の指導を通して、どのような資質・能力**を目指すのかを明確にしなが、次の掲げることが偏りなく実現できるようにする。



新しい時代に必要となる資質・能力の育成と、学習評価の充実

学びを人生や社会に生かそうとする
学びに向かう力・人間性等の涵養

生きて働く知識・技能の習得

未知の状況にも対応できる
思考力・判断力・表現力等の育成

何ができるようになるか

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を共有し、
社会と連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む

「社会に開かれた教育課程」の実現

各学校における「カリキュラム・マネジメント」の実現

何を学ぶか

新しい時代に必要となる資質・能力を踏まえた
教科・科目等の新設や目標・内容の見直し

小学校の外国語教育の教科化，高校の新科目「公共」の
新設など

各教科等で育む資質・能力を明確化し，目標や内容を構造
的に示す

学習内容の削減は行わない※

どのように学ぶか

主体的・対話的で深い学び（「アクティブ・
ラーニング」）の視点からの学習過程の改善

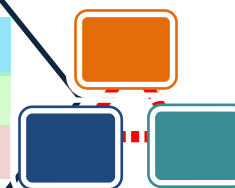
生きて働く知識・技能の習
得など，新しい時代に求
められる資質・能力を育成

知識の量を削減せず，質
の高い理解を図るための
学習過程の質的改善

主体的な学び

対話的な学び

深い学び



※高校教育については，些末な事実的知識の暗記が大学入学者選抜で問われることが課題になっており，
そうした点を克服するため，重要用語の整理等を含めた高大接続改革を進める。



よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な教育内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを明確にしながら、社会との連携・協働によりその実現を図っていく。

＜社会に開かれた教育課程＞

- ① **社会や世界の状況を幅広く視野に入れ、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を持ち、教育課程を介してその目標を社会と共有していくこと。**
- ② これからの社会を創り出していく子供たちが、**社会や世界に向き合い関わり合い、自分の人生を切り拓いていくために求められる資質・能力とは何かを、教育課程において明確化し育んでいくこと。**
- ③ 教育課程の実施に当たって、地域の人的・物的資源を活用したり、放課後や土曜日等を活用した社会教育との連携を図ったりし、**学校教育を学校内に閉じずに、その目指すところを社会と共有・連携しながら実現させること。**



小学部・中学部学習指導要領（第1章第2節の4）
高等部学習指導要領（第1章第2節第1款の5）

- (ア)教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと。
- (イ)教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと。
- (ウ)教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくこと。
- (エ)個別の指導計画の実施状況の評価と改善を、教育課程の評価と改善につなげていくこと。**

などを通して、**教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと**（以下「カリキュラム・マネジメント」という。）に努めるものとする。

(エ)個別の指導計画の実施状況の評価と改善を、教育課程の評価と改善につなげていくこと

各教科等の指導に当たっては、個別の指導計画に基づいて行われた学習状況や結果を適切に評価し、**指導目標や指導内容、指導方法の改善に努め、より効果的な指導ができるようにすること**」

個別の指導計画に基づいて児童生徒に**何が身に付いたかという学習の成果を的確に捉え**、個別の指導計画の実施状況の評価と改善を、**教育課程の評価と改善につなげていくよう工夫すること**。

「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指した授業改善による授業のPDCAと個々の**学習評価の集約を踏まえ、年間指導計画等の単元や題材など、内容や時間のまとまりを検討する仕組みの工夫**を教育課程の評価・改善につなげていく仕組みづくりが大切。



答申で例示された現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力に関して、具体的に教科等横断的に教育内容を構成する例として掲載

掲載内容

- 「伝統や文化に関する教育」
- 「主権者に関する教育」
- 「消費者に関する教育」
- 「法に関する教育」
- 「知的財産に関する教育」
- 「郷土や地域に関する教育」
- 「海洋に関する教育」
- 「環境に関する教育」
- 「放射線に関する教育」
- 「生命の尊重に関する教育」
- 「心身の健康の保持増進に関する教育」
- 「食に関する教育」
- 「防災を含む安全に関する教育」



各学校の教育目標や児童生徒の実態を踏まえた上で、カリキュラム・マネジメントの参考として活用

何ができるようになるか

— 育成を目指す資質・能力 —



育成すべき資質・能力の三つの柱



学習する子供の視点に立ち、育成を目指す資質・能力の要素を三つの柱で整理。

学びに向かう力，人間性等

どのように社会・世界と関わり，
よりよい人生を送るか

「確かな学力」「健やかな体」「豊かな心」を
総合的にとらえて構造化

何を理解しているか
何ができるか

知識及び技能

理解していること・できる
ことをどう使うか

思考力，判断力，表現力等

【参考】学校教育法第30条第2項

生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。

新学習指導要領における「目標」及び「内容」の構成



各教科等の「目標」「内容」の記述を、「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の資質・能力の3つの柱で再整理。

目標

平成21年改訂高等学校学習指導要領

国語
第1款 目標
国語を適切に表現し的確に理解する能力を育成し、伝え合う力を高めるとともに、思考力や想像力を伸ばし、心情を豊かにし、言語感覚を磨き、言語文化に対する関心を深め、国語を尊重してその向上を図る態度を育てる。

平成30年改訂高等学校学習指導要領

国語
第1款 目標
言葉による見方・考え方を働かせ、言語活動を通して、国語で的確に理解し効果的に表現する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。
(1)生涯にわたる社会生活に必要な国語について、その特質を理解し適切に使うことができるようにする。【知識及び技能】
(2)生涯にわたる社会生活における他者との関わりの中で伝え合う力を高め、思考力や想像力を伸ばす。【思考力、判断力、表現力等】
(3)言葉のもつ価値への認識を深めるとともに、言語感覚を磨き、我が国の言語文化の担い手としての自覚をもち、生涯にわたり国語を尊重してその能力の向上を図る態度を養う。【学びに向かう力、人間性等】

内容

平成21年改訂高等学校学習指導要領

数学 I
2 内容
(3) 二次関数
二次関数とそのグラフについて理解し、二次関数を用いて数量の関係や変化を表現することの有用性を認識するとともに、それらを事象の考察に活用できるようにする。
ア 二次関数とそのグラフ
事象から二次関数で表される関係を見いだすこと。また、二次関数のグラフの特徴について理解すること。
イ 二次関数の値の変化
(ア) 二次関数の最大・最小
二次関数の値の変化について、グラフを用いて考察したり最大値や最小値を求めたりすること。
(イ) 二次方程式・二次不等式
二次方程式の解と二次関数のグラフとの関係について理解するとともに、数量の関係を二次不等式で表し二次関数のグラフを利用してその解を求めること。

平成30年改訂高等学校学習指導要領

数学 I
2 内容
(3) 二次関数
二次関数について、数学的活動を通して、その有用性を認識するとともに、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
ア 次のような知識及び技能を身に付けること。【知識及び技能】
(ア) 二次関数の値の変化やグラフの特徴について理解すること。
(イ) 二次関数の最大値や最小値を求めること。
(ウ) 二次方程式の解と二次関数のグラフとの関係について理解すること。また、二次不等式の解と二次関数のグラフとの関係について理解し、二次関数のグラフを用いて二次不等式の解を求めること。
イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。【思考力、判断力、表現力等】
(ア) 二次関数の式とグラフとの関係について、コンピュータなどの情報機器を用いてグラフをかくなどして多面的に考察すること。
(イ) 二つの数量の関係に着目し、日常の事象や社会の事象などを数学的に捉え、問題を解決したり、解決の過程を振り返って事象の数学的な特徴や他の事象との関係を考察したりすること。

新学習指導要領における「目標」及び「内容」の構成



各教科等の「目標」「内容」の記述を、「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の資質・能力の3つの柱で再整理。

目 標

平成21年改訂特別支援学校小学部・
中学部学習指導要領

算数
1 目標
具体的な操作などの活動を通して、数量や図形などに関する初歩的なことを理解し、それらを扱う能力と態度を育てる。

平成29年改訂特別支援学校小学部・中学部学習指導要領

算数
1 目標
数学的な見方・考え方を働かせ、数学的活動を通して、数学的に考える資質・能力を次のとおり育成することを目指す。
(1)数量や図形などについての基礎的・基本的な概念や性質などに気付き理解するとともに、日常の事象を数量や図形に注目して処理する技能を身に付けるようにする。
【知識及び技能】
(2)日常の事象の中から数量や図形を直感的に捉える力、基礎的・基本的な数量や図形の性質などに気付き感じ取る力、数学的な表現を用いて事象を簡潔・明瞭・的確に表したり柔軟に表したりする力を養う。
【思考力、判断力、表現力等】
(3)数学的活動の楽しさに気付き、関心や興味をもち、学習したことを結び付けてよりよく問題を解決しようとする態度、算数で学んだことを学習や生活に活用しようとする態度を養う。
【学びに向かう力、人間性等】

算数
目標 2段階
(1)目 標
A 数と計算
ア 10までの数の概念や表し方について分かり、数についての感覚をもつとともに、ものと数との関係に関心をもって関わることについての技能を身に付けるようにする。
【知識及び技能】
イ 日常生活の事象について、ものの数に着目し、具体物や図などを用いながら数の数え方を考え、表現する力を養う。
【思考力、判断力、表現力等】
ウ 数量に関心をもち、算数で学んだことの楽しさやよさを感じながら興味をもって学ぶ態度を養う。
【学びに向かう力、人間性等】

「中学部理科」改訂の要点

教科の目標

【現行の学習指導要領の教科の目標】

(中学部)

日常生活に関係の深い自然の仕組みや働きなどに関する初歩的な事柄についての理解を図り、科学的な見方や考え方を養うとともに、自然を大切にする態度を育てる。

【新学習指導要領の教科の目標】

(中学部)

自然に親しみ、理科の見方・考え方を働かせ、見通しをもって、観察、実験を行うことなどを通して、自然の事物・現象についての問題を科学的に解決するために必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

【新学習指導要領の教科の目標】

(小学校)

自然に親しみ、理科の見方・考え方を働かせ、見通しをもって観察、実験を行うことなどを通して、自然の事物・現象についての問題を科学的に解決するために必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

(中学校)

自然の事物・現象に関わり、理科の見方・考え方を働かせ、見通しをもって観察、実験を行うことなどを通して、自然の事物・現象を科学的に探究するために必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

「中学部理科」改訂の要点

教科の目標

【新学習指導要領の教科の目標(中学部)】

自然に親しみ、理科の見方・考え方を働かせ、見通しをもって、観察、実験を行うことなどを通して、自然の事物・現象についての問題を科学的に解決するために必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

「知識及び技能」として

- (1) 自然の事物・現象についての基本的な理解を図り、観察、実験などに関する初歩的な技能を身に付けるようにする。

「思考力、判断力、表現力等」として

- (2) 観察、実験などを行い、疑問をもつ力と予想や仮説を立てる力を養う。

「学びに向かう力、人間性等」として

- (3) 自然を愛する心情を養うとともに、学んだことを主体的に日常生活や社会生活などに生かそうとする態度を養う。

「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の
三つの柱で目標を整理

「中学部理科」改訂の要点

段階の目標の系統性

【知識及び技能】

<教科の目標>

(中学部)

(1) 自然の事物・現象についての基本的な理解を図り、観察、実験などに関する初歩的な技能を身に付けるようにする。

<中学部 1 段階の目標>

ア 身の回りの生物の様子について気付き、観察、実験などに関する初歩的な技能を身に付けるようにする。

<中学部 2 段階の目標>

ア 人の体のつくりと運動、動物の活動や植物の成長と環境との関わりについての理解を図り、観察、実験などに関する初歩的な技能を身に付けるようにする。

「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」についても
段階ごとに整理し、教科の目標の達成を目指す。

新学習指導要領における「目標」及び「内容」の構成



各教科等の「目標」「内容」の記述を、「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の資質・能力の3つの柱で再整理。

内 容

平成21年改訂特別支援学校小学部・
中学部学習指導要領

- 2段階
- (1) 身近にある具体物を数える。
 - (2) 身近にあるものの長さやかさなどを比較する。
 - (3) 基本的な図形や簡単な図表に関心をもつ。
 - (4) 一日の時の移り変わりに気付く。

平成29年改訂特別支援学校小学部・中学部学習指導要領

- 2段階
- A 数と計算
- ア 10までの数の数え方や表し方、構成に関わる数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
- (ア) 次のような知識及び技能を身に付けること。【知識及び技能】
- ア ものともとの対応させることによって、ものの個数を比べ、同等・多少が分かること。
 - イ ものの集まりと対応して、数詞が分かること。
 - ウ ものの集まりや数詞と対応して数字が分かること。
 - エ 個数を正しく数えたり書き表したりすること。
 - オ 二つの数を比べて数の大小が分かること。
 - カ 数の系列が分かり、順序や位置を表すのに数を用いること。
 - キ 0の意味について分かること。
 - ク 一つの数を二つの数に分けたり、二つの数を一つの数にまとめたりして表すこと。
 - ケ 具体的な事物を加えたり、減らしたりしながら、集合数を一つの数と他の数と関係付けてみること。
 - コ 10の補数が分かること。
- (イ) 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。【思考力、判断力、表現力等】
- ア 数詞と数字、ものとの関係に着目し、数の数え方や数の大きさの比べ方、表し方について考え、それらを学習や生活で興味をもって生かすこと。

- 〔数学的活動〕
- ア 内容の「A数と計算」、「B図形」、「C測定」及び「Dデータの活用」に示す学習については、次のような数学的活動に取り組むものとする。
- (ア) 身の回りの事象を観察したり、具体物を操作したりする活動
 - (イ) 日常生活の問題を具体物などを用いて解決したり結果を確かめたりする活動
 - (ウ) 問題解決した過程や結果を、具体物などを用いて表現する活動

各教科に「指導計画の作成と内容の取扱い」を新たに設けるとともに、各教科全体にわたる指導計画の作成と内容の取扱いを充実して示した。

どのように学ぶか

—主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善—





「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善を行うことで、学校教育における質の高い学びを実現し、学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的(アクティブ)に学び続けるようにする。

【主体的な学び】の視点

学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しを持って粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「**主体的な学び**」が実現できているか。



学びを人生や社会に
生かそうとする
**学びに向かう力・
人間性等の涵養**

生きて働く
**知識・技能の
習得**

未知の状況にも
対応できる
**思考力・判断力・表現力
等の育成**

主体的な学び
対話的な学び
深い学び



【対話的な学び】の視点

子供同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める「**対話的な学び**」が実現できているか。



【深い学び】の視点

習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「**見方・考え方**」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう「**深い学び**」が実現できているか。

高等部学校学習指導要領における「主体的・対話的で深い学び」に関する記述



新学習指導要領では、総則において「主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善」について規定するとともに、各教科等の「指導計画の作成上の配慮事項」として、このような授業改善を図る観点からこれまでも学習指導要領に規定していた指導上の工夫について整理して規定。

総則

高等部学校学習指導要領

第1章 総則 第2節

第3款 教育課程の実施と学習評価

1 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

各教科・科目又は各教科等の指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

各教科・科目等の指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 第1款の3の(1)から(3)までに示すことが偏りなく実現されるよう、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うこと。

特に、各教科・科目等又は各教科等において身に付けた知識及び技能を活用したり、思考力、判断力、表現力等や学びに向かう力、人間性等を発揮させたりして、学習の対象となる物事を捉え思考することにより、各教科・科目等又は各教科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方(以下「見方・考え方」という。)が鍛えられていくことに留意し、生徒が各教科・科目等の特質に応じた見方・考え方を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう過程を重視した学習の充実を図ること。

各教科等

高等部学習指導要領

第2章 各学科 第2節 第1款 音楽科

3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 題材など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、児童の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、音楽的な見方・考え方を働かせ、他者と協働しながら、音楽表現を生み出したり音楽を聴いてそのよさなどを見いだしたりするなど、思考、判断し、表現する一連の過程を大切にした学習の充実を図ること。

高等部学習指導要領

第2章 各学科 第2節 第1款 家庭科

3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 題材など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、生活の営みに係る見方・考え方を働かせ、体験的な活動と知識とを相互に関連付けてより深く理解するとともに、生活の中から問題を見いだして解決策を考え、実践を評価・改善して、新たな課題の解決に向かう過程を重視した学習の充実を図ること。

何を学ぶか

—具体的な教育内容の改善・充実—





○各学科に共通する各教科・科目及び標準単位数

各学校においては、教育課程の編成に当たって、**次の表に掲げる各教科・科目及びその標準単位数を踏まえ、**生徒に履修させる各教科・科目及びそれらの単位数について**適切に定めるものとする**。ただし、生徒の実態等を考慮し、特に必要がある場合には、標準単位数の標準の限度を超えて単位数を増加して配当することができる。

○主として専門学科において開設される各教科・科目

【視・聴・肢・病】

（農業、工業、商業、水産、家庭、看護、情報、福祉、理数、体育、音楽、美術、英語）の科目

【視覚】（保健理療）の科目

【聴覚】（印刷、理容・美容、クリーニング）の科目

○学校設定科目及び学校設定教科



○各学科に共通する各教科等

国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，
職業及び家庭の各教科，道徳科，総合的な探究の時間，
特別活動並びに自立活動については，**特に示す場合を除き，
全ての生徒に履修させるものとする。**

外国語及び情報の各教科については，生徒や学校の実態
を考慮し，**必要に応じて設けることができる。**

○主として専門学科において開設される各教科

家政，農業，工業，流通・サービス若しくは福祉の各教科
又は学校設定教科のうち専門教育に関するもの。

○学校設定教科

自立活動の改訂



新特別支援学校高等部学習指導要領（平成31年2月公示）

自立活動の目標及び内容

第6章 自立活動

第1款 目標

個々の生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。

第2款 内容

1 健康の保持

- (1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関する事。
- (2) 病気の状態の理解と生活管理に関する事。
- (3) 身体各部の状態の理解と養護に関する事。

(4) 障害の特性の理解と生活環境の調整に関する事。

- (5) 健康状態の維持・改善に関する事。

2 心理的な安定

- (1) 情緒の安定に関する事。
- (2) 状況の理解と変化への対応に関する事。
- (3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関する事。

3 人間関係の形成

- (1) 他者とのかかわりの基礎に関する事。
- (2) 他者の意図や感情の理解に関する事。
- (3) 自己の理解と行動の調整に関する事。
- (4) 集団への参加の基礎に関する事。

4 環境の把握

- (1) 保有する感覚の活用に関すること。
- (2) 感覚や認知の特性についての**理解と**対応に関すること。
- (3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関すること。
- (4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と**状況に応じた行動**に関すること。
- (5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること。

5 身体の動き

- (1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること。
- (2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関すること。
- (3) 日常生活に必要な基本動作に関すること。
- (4) 身体の移動能力に関すること。
- (5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること。

6 コミュニケーション

- (1) コミュニケーションの基礎的能力に関すること。
- (2) 言語の受容と表出に関すること。
- (3) 言語の形成と活用に関すること。
- (4) コミュニケーション手段の選択と活用に関すること。
- (5) 状況に応じたコミュニケーションに関すること。

第3款 個別の指導計画の作成と内容の取扱い

- 1 自立活動の指導に当たっては、**個々の生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等の的確な把握に基づき、指導すべき課題を明確にすることによって、指導目標及び指導内容を設定し、個別の指導計画を作成するものとする。**その際、第2に示す内容の中からそれぞれに必要とする項目を選定し、それらを**相互に関連付け、具体的に指導内容を設定する**ものとする。
- 2 個別の指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。
 - (1) 個々の生徒について、**障害の状態、発達や経験の程度、興味・関心、生活や学習環境などの実態を的確に把握すること。**
 - (2) 生徒の実態把握に基づいて得られた指導すべき課題相互の関連を検討すること。その際、これまでの学習状況や将来の可能性を見通しながら、長期的及び短期的な観点から指導目標を設定し、それらを達成するために必要な指導内容を段階的に取り上げること。

(3) 具体的な指導内容を設定する際には、以下の点を考慮すること。

ア 生徒が、**興味をもって主体的に取り組み、成就感を味わうとともに自己を肯定的に捉えることができるような指導内容**を取り上げること。

イ 生徒が、**障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服しようとする意欲を高めることができるような指導内容**を重点的に取り上げること。

ウ 個々の生徒が、発達の遅れている側面を補うために、**発達の進んでいる側面を更に伸ばすような指導内容**を取り上げること。

エ 個々の生徒が、活動しやすいように自ら環境を整えたり、**必要に応じて周囲の人に支援を求めたりすることができるような指導内容**を計画的に取り上げること。

オ 個々の生徒に対し、**自己選択・自己決定する機会を設けることによって、思考・判断・表現する力を高めることができるような指導内容**を取り上げること。

カ 個々の生徒が、**自立活動における学習の意味を将来の自立や社会参加に必要な資質・能力との関係において理解し、取り組めるような指導内容**を取り上げること。

(4) 生徒の学習状況や結果を適切に評価し、個別の指導計画や具体的な指導の改善に生かすよう努めること。

(5) 各教科・科目、総合的な探究の時間及び特別活動（知的障害者である教育を行う特別支援学校においては、各教科、道徳科、総合的な探究の時間及び特別活動）の指導と密接な関連を保つようにし、計画的、組織的に指導が行われるようにするものとする。

3 個々の生徒の実態に応じた具体的な指導方法を創意工夫し、意欲的な活動を促すようにするものとする。

4 重複障害者のうち自立活動を主として指導を行うものについては、全人的な発達を促すために必要な基本的な指導内容を、個々の生徒の実態に応じて設定し、系統的な指導が展開できるようにするものとする。その際、個々の生徒の人間として調和のとれた育成を目指すように努めるものとする。

5 自立活動の指導は、専門的な知識や技能を有する教師を中心として、**全教師の協力の下に**効果的に行われるようにするものとする。

6 生徒の障害の状態等により、必要に応じて、**専門の医師及びその他の専門家の指導・助言を求める**などして、適切な指導ができるようにするものとする。

7 自立活動の指導の成果が進路先等でも生かされるように、**個別の教育支援計画等を活用して関係機関等との連携を図る**ものとする。

特別支援学校学習指導要領等の解説動画の公開について

- 文部科学省では、次期学習指導要領等の周知・広報の一環として、独立行政法人教職員支援機構による講義動画「校内研修シリーズ(新学習指導要領編)」において、次期学習指導要領等を解説する動画を公開したところ。
- 特別支援学校学習指導要領等について、以下の4つのコンテンツを動画として1月21日に配信を開始した。今後、公開される予定の小学校等の総則や各教科等についての動画とあわせて、次期学習指導要領等の円滑な実施に向けた取り組みを進めていきたい。
- 特別支援教育については、小・中学校等において障害のある児童生徒がいる場合についても有効な手立てとなることから、特別支援学校のみならず、小・中学校等の教職員等にも視聴いただきたい。

<特別支援学校関係の配信コンテンツ>

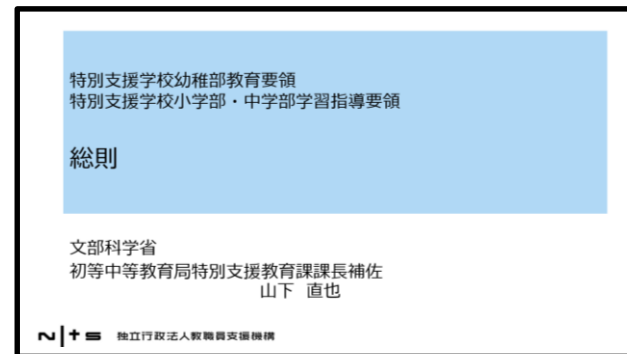
- 特別支援学校の学習指導要領等の総則:新学習指導要領編
- 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科における配慮事項の改訂の要点:新学習指導要領編
- 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科等の改訂の要点:新学習指導要領編
- 自立活動:新学習指導要領編

<公開動画URL>

<http://www.nits.go.jp/materials/youryou/>

独立行政法人教職員支援機構 > 研修教材

> 校内研修シリーズ(新学習指導要領編)



動画イメージ



2. 学習評価の改善について

新学習指導要領の下での 学習評価の意義



児童生徒の学習評価に関する検討の経緯



□平成28年12月21日

「幼稚園，小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校の
学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」

(中等教育審議会答申)(※)

(※)学習指導要領の改訂に伴う学習評価の検討については，従来，学習指導要領
の改訂を終えた後に行うのが一般的だったが，今回の改訂では，教育課程と
学習評価の改善について一体的に検討され，学習評価の改善についても
本答申に示された。



以下
「答申」
という。

□平成31年1月21日

「児童生徒の学習評価の在り方について」

(中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会報告)



以下
「報告」
という。

□平成31年3月29日

「小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校等における
児童生徒の学習評価及び指導要録等の改善等について」

(文部科学省初等中等教育局長通知)



以下
「改善等通知」
という。



「学習指導」はもちろんのこと「学習評価」も学校の教育活動の根幹であり、教育課程に基づいて組織的かつ計画的に教育活動の質の向上を図る「カリキュラム・マネジメント」の中核的な役割を担っている。

各学校における教育活動

PLAN

学習指導要領等に従い、児童生徒や地域の実態を踏まえて編成した教育課程の下で**各種指導計画を作成**

ACTION

評価結果を以下のような**改善に生かす**

- ・児童生徒の学習の改善
- ・教師による指導の改善
- ・学校全体としての教育課程の改善
- ・校務分掌を含めた組織運営等の改善

学校全体として組織的かつ計画的に教育活動の質の向上を図る。

Do

各種指導計画に基づく**授業(「学習指導」)を実施**

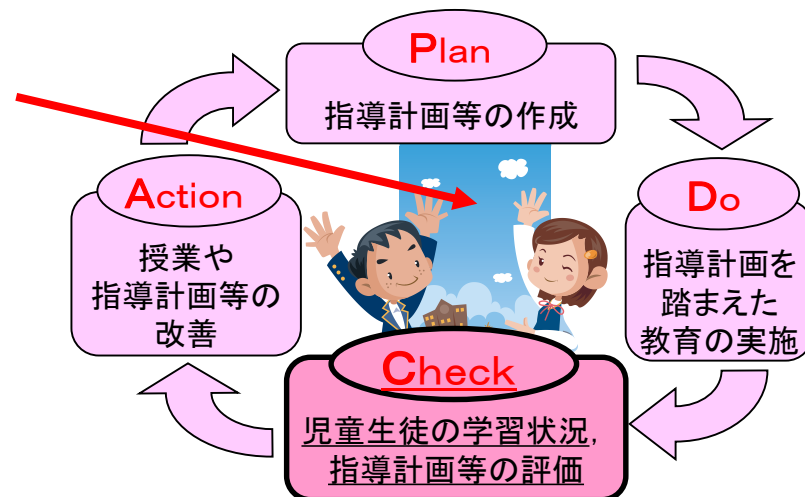
CHECK

日々の授業の下で**児童生徒の学習状況を評価**



「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を通して各教科等における資質・能力を確実に育成する上で、学習評価は重要な役割を担っている。

- 指導と評価の一体化を図るためには、**児童生徒一人一人の学習の成立を促すための評価**という視点を一層重視することによって、教師が自らの指導のねらいに応じて授業の中での児童生徒の学びを振り返り学習や指導の改善に生かしていくというサイクルが大切。



- 特に、「主体的に学習に取り組む態度」の評価に当たっては、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を図る中で適切に評価できるようにしていくことが重要。

(授業改善の例)

- ・児童生徒が自らの理解の状況を振り返ることができるような発問の工夫
- ・自らの考えを記述したり話し合ったりする場面や他者との協働を通じて自らの考えを相対化する場面を単元や題材などの内容のまとまりの中で設けたりする 等

指導と評価の一体化の必要性の明確化



学習指導要領の総則において指導と評価の一体化の必要性が明確化された。

○学校教育法施行規則(抄)

第二十四条

校長は、その学校に在学する児童等の**指導要録**(学校教育法施行令第三十一条に規定する児童等の学習及び健康の状況を記録した書類の原本をいう。以下同じ。)を作成しなければならない。

第五十七条

小学校において、各学年の課程の修了又は卒業を認めるに当たっては、児童の平素の成績を評価して、これを定めなければならない。※中学校、高等学校についても同様に規定。

○平成29年改訂小学校学習指導要領 第1章 総則

第3 教育課程の実施と学習評価

1 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

(1) 第1の3の(1)から(3)までに示すこと(引用注:資質・能力の3つの柱の育成)が偏りなく実現されるよう、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、児童の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うこと。(略)

2 学習評価の充実

(1) 児童のよい点や進歩の状況などを積極的に評価し、学習したことの意義や価値を実感できるようにすること。また、各教科等の目標の実現に向けた学習状況を把握する観点から、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら評価の場面や方法を工夫して、学習の過程や成果を評価し、指導の改善や学習意欲の向上を図り、資質・能力の育成に生かすようにすること。

指導要録の作成や
成績の評価について規定

指導と評価の一体化の
必要性を明確化

学習評価の課題と改善の基本方針





学習評価の現状について、学校や教師の状況によっては、以下のような課題があることが指摘されている。

- ・ 学期末や学年末などの事後での評価に終始してしまうことが多く、評価の結果が児童生徒の具体的な学習改善につながっていない
- ・ 現行の「関心・意欲・態度」の観点について、挙手の回数や毎時間ノートをとっているかなど、性格や行動面の傾向が一時的に表出された場面を捉える評価であるような誤解が払拭しきれていない
- ・ 教師によって評価の方針が異なり、学習改善につなげにくい
- ・ 教師が評価のための「記録」に労力を割かれて、指導に注力できない
- ・ 相当な労力をかけて記述した指導要録が、次の学年や学校段階において十分に活用されていない

先生によって観点の重みが違うんです。授業態度をととても重視する先生もいるし、テストだけで判断するという先生もいます。そうすると、どう努力していけばよいのか本当に分かりにくいんです。

(中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会児童生徒の学習評価に関するワーキンググループ第7回における高等学校三年生の意見より)



生徒の意見



学校における働き方改革が喫緊の課題となっていることも踏まえ、次の基本的な考え方に立って、学習評価を真に意味のあるものとすることが重要。

- ① 児童生徒の学習改善につながるものにしていくこと
- ② 教師の指導改善につながるものにしていくこと
- ③ これまで慣行として行われてきたことでも、
必要性・妥当性が認められないものは見直していくこと

各教科の学習評価の改善点



観点別学習状況の評価の観点の整理



資質・能力の三つの柱に基づいた目標や内容の再整理を踏まえて、観点別学習状況の評価の観点については、小・中・高等学校の各教科等を通じて、「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」の3観点に整理。

<現行>

関心・意欲・態度

思考・判断・表現

技能

知識・理解



<新>

知識・技能

思考・判断・表現

主体的に学習に
取り組む態度



「知識・技能」の評価

- 個別の知識及び技能の習得状況について評価する。
- それらを既有的知識及び技能と関連付けたり活用したりする中で、概念等として理解したり、技能を習得したりしているかについて評価する。

※上記の考え方は、現行の評価の観点である

- ・「知識・理解」(各教科等において習得すべき知識や重要な概念等を理解しているかを評価)
 - ・「技能」(各教科等において習得すべき技能を児童生徒が身に付けているかを評価)
- においても重視。

＜評価の工夫(例)＞

- ペーパーテストにおいて、事実的な知識の習得を問う問題と、知識の概念的な理解を問う問題とのバランスに配慮する。
- 実際に知識や技能を用いる場面を設ける。
 - ・児童生徒に文章により説明をさせる。
 - ・(各教科等の内容の特質に応じて、)観察・実験をさせたり、式やグラフで表現させたりする。



各教科等の知識及び技能を活用して課題を解決する等のために必要な思考力、判断力、表現力等を身に付けているかどうかを評価する。

※上記の考え方は、現行の評価の観点である「思考・判断・表現」の観点においても重視。

<評価の工夫(例)>

- 論述やレポートの作成、発表、グループでの話し合い、作品の制作や表現等の多様な活動を取り入れる。
- ポートフォリオを活用する。

「主体的に学習に取り組む態度」の評価①



「学びに向かう力，人間性等」には，㉠主体的に学習に取り組む態度として観点別学習状況の評価を通じて見取ることができる部分と，㉡観点別学習状況の評価や評定にはなじまない部分がある。

学びに向かう力，人間性等

観点別学習状況の評価にはなじまない部分
(感性，思いやり等)

㉡

「主体的に学習に取り組む態度」として観点別学習状況の評価を通じて見取することができる部分

㉠

個人内評価(児童生徒一人一人のよい点や可能性，進歩の状況について評価するもの)等を通じて見取る。

※ 特に「感性や思いやり」など児童生徒一人一人のよい点や可能性，進歩の状況などについては，積極的に評価し児童生徒に伝えることが重要。

知識及び技能を獲得したり，思考力，判断力，表現力等を身に付けたりすることに向けた粘り強い取組の中で，自らの学習を調整しようとしているかどうかを含めて評価する。

「主体的に学習に取り組む態度」の評価②

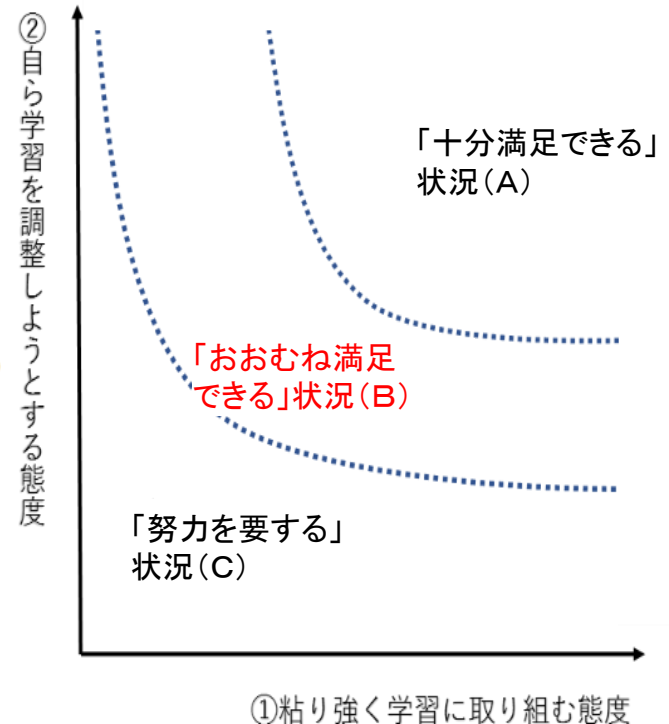


「主体的に学習に取り組む態度」については、①知識及び技能を獲得したり、思考力、判断力、表現力等を身に付けたりすることに向けた粘り強い取組の中で、②自らの学習を調整しようとしているかどうかを含めて評価する。

「主体的に学習に取り組む態度」の評価のイメージ

○ 「主体的に学習に取り組む態度」の評価については、①知識及び技能を獲得したり、思考力、判断力、表現力等を身に付けたりすることに向けた粘り強い取組を行おうとする側面と、②①の粘り強い取組を行う中で、自らの学習を調整しようとする側面、という二つの側面を評価することが求められる。

○ これら①②の姿は実際の教科等の学びの中では別々ではなく相互に関わり合いながら立ち現れるものと考えられる。例えば、自らの学習を全く調整しようとせず粘り強く取り組み続ける姿や、粘り強さが全くない中で自らの学習を調整する姿は一般的ではない。





＜評価の工夫(例)＞

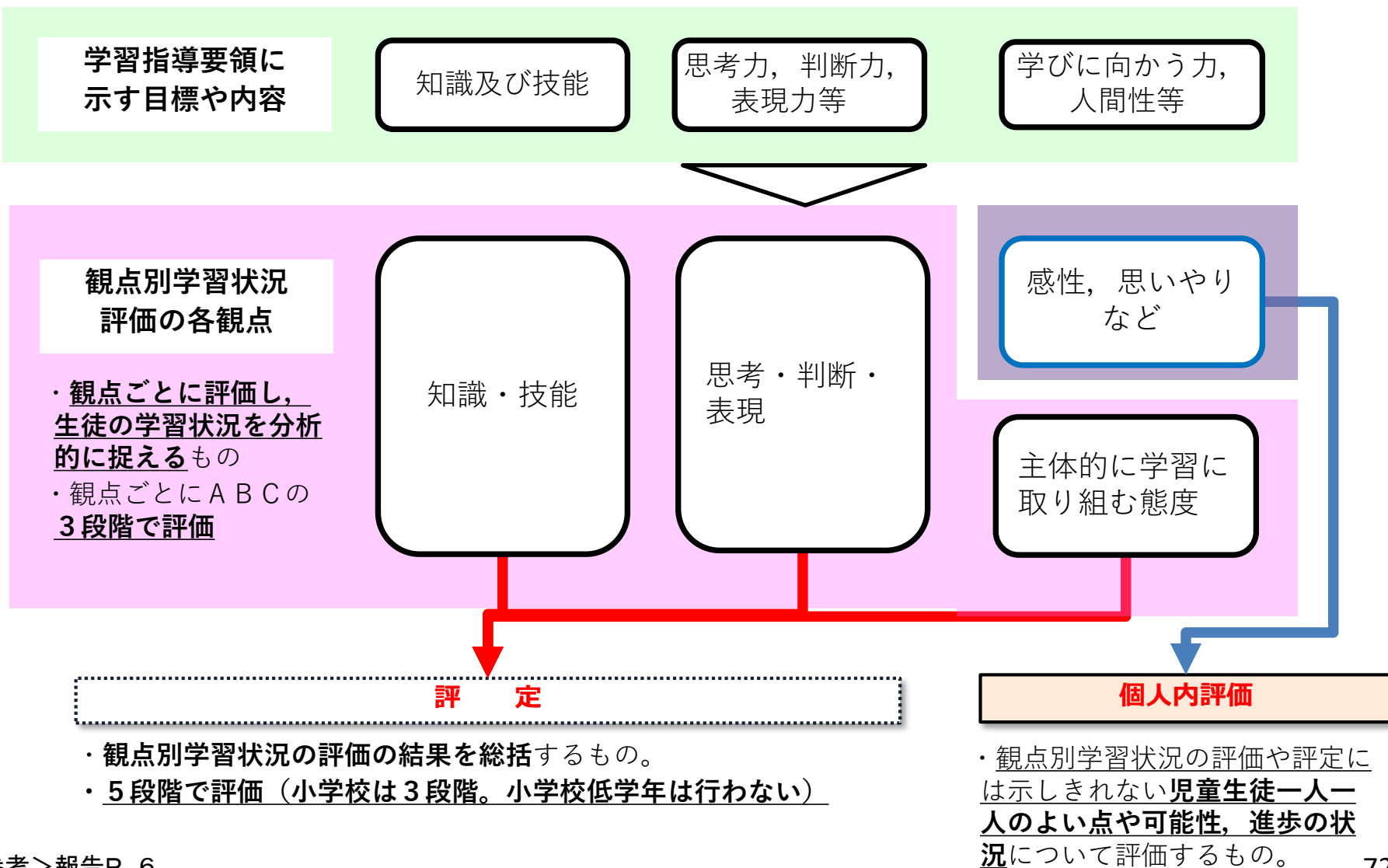
- ノートやレポート等における記述
- 授業中の発言
- 教師による行動観察
- 児童生徒による自己評価や相互評価等の状況を教師が評価を行う際に考慮する材料の一つとして用いる

※「知識・技能」や「思考・判断・表現」の観点の状況を踏まえた上で評価を行う。
(例えば、ノートにおける特定の記述などを取り出して、他の観点から切り離して「主体的に学習に取り組む態度」として評価することは適切ではない。)

【まとめ】各教科における評価の基本構造



- ・各教科における評価は、**学習指導要領に示す各教科の目標や内容に照らして学習状況を評価するもの（目標準拠評価）**
- ・したがって、目標準拠評価は、**集団内での相対的な位置付けを評価するいわゆる相対評価とは異なる。**



障害のある児童生徒に係る学習評価





- 学習評価に関する基本的な考え方は、障害のある児童生徒においても同様である。
- 障害のある児童生徒については、個々の児童生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を行い、観点別学習状況を踏まえた評価を適切に行う。

【参考となるもの・活用できるもの】

- ◆ 小学校、中学校、高等学校の学習指導要領と解説における障害のある児童生徒への配慮事項
- ◆ 特別支援学校学習指導要領
- ◆ 特別支援学校のセンター的機能（特別支援学校による助言や援助）

等

児童生徒の学習評価の在り方について(報告)

平成31年1月21日 中央教育審議会 初等中等教育分科会 教育課程部会

3. 学習評価の基本的な枠組み

(6)障害のある児童生徒など特別な配慮を必要とする児童生徒に係る学習評価について (抜粋)

知的障害者である児童生徒に対する教育課程については、児童生徒の一人一人の学習状況を多角的に評価するため、**各教科の目標に準拠した評価による学習評価を導入し、学習評価を基に授業評価や指導評価を行い**、教育課程編成の改善・充実に生かすことのできるP D C Aサイクルを確立させることが必要であるとされている。

知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科においても、**文章による記述という考え方を維持しつつ、観点別の学習状況を踏まえた評価を取り入れることとする。**



特別支援学校(知的障害)各教科の評価

特別支援学校の新学習指導要領においても、小・中・高等学校の各教科と同様に育成を目指す資質・能力の三つの柱で目標及び内容を整理



各教科の学習評価においては**観点別学習状況を踏まえた端的な文章記述**とする。

個別の指導計画と指導要録との関係の整理

個別の指導計画が作成される児童生徒
個別の指導計画に指導要録の指導に関する記録と共通する記載事項がある場合

通級による指導を受けている児童生徒
個別の指導計画に指導要録に記載すべき事項（授業時数、指導期間、指導の内容や結果等）が記載されている場合



個別の指導計画の写しを指導要録の様式に添付することをもって指導要録への記入に替えることも可能。

学習評価の円滑な実施に向けた取組





評価の方針等の児童生徒との共有

学習評価の妥当性や信頼性を高めるとともに、児童生徒自身に学習の見通しをもたせるため、学習評価の方針を事前に児童生徒と共有する場面を必要に応じて設ける。

※児童生徒の発達段階等を踏まえ、適切な工夫が求められる。

(例) 小学校低学年の児童に対しては、学習の「めあて」などのわかり易い言葉で伝える。

観点別学習状況の評価を行う場面の精選

観点別学習状況の評価に係る記録は、毎回の授業ではなく、単元や題材などの内容や時間のまとまりごとに行うなど、評価場面を精選する。

※日々の授業における児童生徒の学習状況を適宜把握して指導の改善に生かすことに重点を置くことが重要。

外部試験や検定等の学習評価への利用

外部試験や検定等(全国学力・学習状況調査や高校生のための学びの基礎診断の認定を受けた測定ツールなど)の結果を、指導や評価の改善につなげることも重要。

※外部試験や検定等は、学習指導要領の目標に準拠したものでない場合や内容を網羅的に扱うものでない場合があることから、教師が行う学習評価の補完材料である(外部試験等の結果そのものをもって教師の評価に代えることは適切ではない)ことに十分留意が必要であること。



学校全体としての組織的かつ計画的な取組

教師の勤務負担軽減を図りながら学習評価の妥当性や信頼性が高められるよう、学校全体としての組織的かつ計画的な取組を行うことが重要。

※例えば以下の取組が考えられる。

- ・教師同士での評価規準や評価方法の検討, 明確化
- ・実践事例の蓄積・共有
- ・評価結果の検討等を通じた教師の力量の向上
- ・校内組織(学年会や教科等部会等)の活用

新学習指導要領の 周知・広報について



新学習指導要領の周知・広報について



2020年度から順次実施される新学習指導要領実施に向けて、文部科学省では、保護者や地域の方々など多くの皆様への新学習指導要領の周知・広報活動を加速していきます。



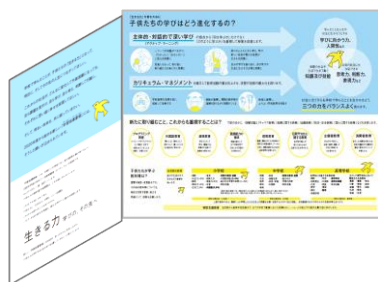
生きる力 学びの、その先へ

学習指導要領改訂に向けて示された中央教育審議会の答申（2016）では、学校教育が長年大切にしてきた「生きる力」を、現在とこれからの社会の文脈で改めて捉え直し、確実に育むことが求められると提言されています。

新しい学習指導要領に基づく学校教育により、子供たちが未来社会を切り拓いていくために必要な資質・能力を一層確実に育む——このことを「生きる力 学びの、その先へ」と表現しました。

以下のようなツールを作成し、周知・広報を進めていきます。

リーフレット



3分でイメージがつかめる動画



ウェブサイトのリニューアル



2019年2月13日「学習指導要領ウェブサイト」が新しくなりました！

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/index.htm



新学習指導要領リーフレット 制作後記～リーフレットを読み解くためのヒント～

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1414159.htm

